

令和4年3月双葉町農業委員会定例総会会議録

1. 日 時 令和4年3月22日(火)13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について

出席農業委員

議席1 欠 員 議席2 欠 席 議席3 鵜沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 欠 席 議席6 欠 席

議席7 大橋 利一 委員 議席8 澤上 榮 委員

出席農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 高玉 正祐 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳

農業振興係長(併任) 大和田 千歳

主査(併任) 箭内 洸平

6. 開会

○相楽事務局長

定刻になりましたので、只今より双葉町農業委員会3月定例総会を開催いたします。それでは澤上会長からごあいさつをお願いします。

7. 会長挨拶

みなさん雪路の中お集まりいただきありがとうございます。最近ニュースや新聞では戦争やコロナウイルスの話、1週間前には地震もあり世の中先のことを見通すことが困難な状況です。戦争の影響というのは経済関係において世界で影響が出てくるのではないかと思います。我々としてはやれることを地道にやっていくしかないので皆様のご協力をお願いいたします。

8. 議事

○相楽事務局長

どうもありがとうございました。議事に入ります前に木幡委員、高田委員、高木委員、渡辺農地利用最適化推進委員より欠席の旨ご連絡がありましたのでご報告いたします。それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくをお願いします。

◆議長(澤上会長)

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年3月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○相楽事務局長

それでは報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長（澤上会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

「(異議なし)の声」

◆議長（澤上会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は議長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には3番・鶴沼委員、4番・林委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

議案書3ページをご覧ください。議案第1号「時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について」時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の申請について所有権移転登記の申請があったので審議に付す。令和4年3月22日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

内容につきましては、本件は農地の時効取得に関するものであり、農地の取得は本来、農地法に定められている許可が必要になりますが、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の物を占有すれば、その物の所有権を取得できると民法第162条第1項に定められており、この法的効力は農地にも適用され、農地法の許可なしで農地を取得できることとなっています。

今回、時効取得となった農地は、双葉町大字目迫字愛宕下××畑××㎡で、平成7年4月27日に売買により、A氏の所有となり、それ以後、B氏による占有が始まり、本年2月22日に時効取得を原因とする所有権移転登記が行われ、令和4年3月1日に福島地方法務局富岡出張所から通知があったものです。

農業委員会事務局において、B氏に電話での聞き取りを行った結果、当時自宅に隣接する当該農地を求めたが、自身では農地法等の関係上取得することができなかったため、父のA氏の名義で取得。取得後はB氏が固定資産税の納付及び土地の管理を行っています。今後、父のA氏が亡くなり相続となった際に、自分を含めた複数人の相続人が居るため、将来娘に相続関係で迷惑を掛けないために今回の時効取得に至ったとのこと。また、現在は避難中であるが、これまで当該農地を適正に管理してきたこと、周辺農地に悪影響を及ぼすような行為はないことを確認しました。

また、地元行政区長や近隣住民の方にも聞き取りを行いました。20年来当該農地を管理してきたことについて相違ないことを確認いたしました。

時効取得により農地に権利移転や権利設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合、農業委員会はその事案が取得時効完成の要件を備えているかを調査し、都道府県知事に報告することとされていることから、取得者への聞き取り内容を登記事案調査書に記載のとおりまとめ、福島県

知事に提出したいと考えております。以上です。

◆議長（澤上会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

○相楽事務局長

補足で説明させていただきます。場所は7ページの地図になり、××××さんの宅地の向かいになります。東側にある橋は×××橋という橋が架かっております。

◇大橋委員

事務局から他人の土地とありましたが、父親の土地のようですが構わないのですか。

○相楽事務局長

大丈夫です。

◇大橋委員

当時、平成7年の農業委員会では町外の方に許可を出したということでしょうか。葛尾村から通作は不可能だと思うのですが。

○相楽事務局長

当時の経緯につきましては確認いたします。法務局から登記が完了した通知が届き、手引きに従いまして取りまとめた内容を報告する調査書の作成をいたしまして県に報告いたします。

◇鶴沼委員

今回、農業委員会で許可をした結果、今後相続となった際に双葉町農業委員が許可を出したせいだとは言われませんか。

○相楽事務局長

すでに法務局で登記されており、農業委員会では状況確認を行いました。

◇大橋委員

法務局では許可されているのか。

○相楽事務局長

資料5ページにて登記が完了となっております。

◇大橋委員

農業委員会でこの登記に関して異議があってもこのままなのか。

○相楽事務局長

今回の登記において間違いがあれば県に差し止めを請求し取下げをすることもできます。今回は登記完了後に来たものであって、農業委員会はこの通知を受けた際には速やかに当該通知に係る議案について取得時効の要件を満たしているか実情を調査し農林事務所に報告することとなっています。農業委員会は調査の結果、要件を備えていないため農地法違反と判明した際には申請者にその旨を伝えるとともに登記の抹消、農地の返還など農地法違反の是正の指導をすることを求められています。したがって、時効取得の要件は備わっているとの判断は致しました。

◇大橋委員

事務局で内容に問題がなければ良いと思います。

◆議長（澤上会長）

その他質疑等ございますか。

(なし)

◆議長（澤上会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号「時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について」、登記事案調査書に記載のとおり福島県知事に提出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◆議長（澤上会長）

異議なしと認めます。議案第1号「時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について」は登記事案調査書に記載のとおり福島県知事に提出させていただきます。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

(閉会時間 14時22分)

引続き、下記事項について協議

(1) 令和4年4月定例総会の開催及び日程について

引続き、下記事項について報告

(1) 工事の完了報告について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長澤上 榮 ㊟

議事録署名人鵜沼 久江 ㊟

議事録署名人林 和男 ㊟